

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年六月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

路 線 名	川越日高線
供用開始の区間	川越市大字笠幡字本郷四五九一番一 地先から同市大字笠幡字上野前三七 二二番六地先まで
供用開始の期日	令和二年六月十二日
備 考	平成二十九年四月十八日付 け埼玉県川越県土整備事務所 長告示第十四号で告示した道 路予定区域の供用開始であ る。 延長一五七・二〇メートル